

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月1日（平成28年（行情）諮問第525号）

答申日：平成28年12月9日（平成28年度（行情）答申第574号）

事件名：「アメリカ合衆国軍隊と共同して実施した部隊訓練（「RED FLAG ALASKA15-3」における日米共同訓練）の成果について（報告）」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年度のレッドフラッグ・アラスカに関する成果報告に該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「アメリカ合衆国軍隊と共同して実施した部隊訓練（「RED FLAG ALASKA15-3」における日米共同訓練）の成果について（報告）（空幕運第442号。27.11.27）（かがみ）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月8日付け防官文第7703号により防衛大臣が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書につき、電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「アメリカ合衆国軍隊と共同して実施した部隊訓練（「RED FLAG ALASKA15-3」における日米共同訓練）の成果について（報告）（空幕運第442号。27.11.27）」を特定し、平成28年4月8日付け防官文第7703号により、法

9条1項の規定に基づき、開示決定（原処分）を行った。本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書については、文書作成ソフトにより作成し、印刷した紙媒体により決裁を行い、保存、管理していた。

その後、文書作成ソフトにより作成した電磁的記録は不要であることから削除した。

本件審査請求を受け、再度パソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である」として、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、上記2のとおり本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は保有していない。

(2) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成28年9月1日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を收受

③同年12月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する行政文書として「アメリカ合衆国軍隊と共同して実施した部隊訓練（「RED FLAG ALASKA 15-3」における日米共同訓練）の成果について（報告）（空幕運第442号。27.11.27）」を特定し、法11条に規定する特例延長を適用した1回目の決定により、当該文書のかがみ（本件対象文書）について開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書（紙媒体）を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 本件対象文書については、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で、情報流出の防止等、情報保全の観点から、紙媒体により厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報流出の防止等の情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成した後、速やかに廃棄された。

ウ 本件審査請求を受け、念のため再度、航空幕僚監部担当課のパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書には、手書きによる記載部分やスタンプの押印等があることから、紙媒体の文書であると認められ、また、「秘」の表示があることから、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成した後、速やかに廃棄したとする諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理とはいえない。

さらに、上記(1)ウの探索についても、その範囲、方法等が不十分であるとはいえず、他に本件対象文書の電磁的記録を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子